

松江市手数料徴収条例の一部を改正する条例

松江市手数料徴収条例（平成 17 年松江市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(種類及び金額)		(種類及び金額)	
第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。		第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	
(1)～(88) 略		(1)～(88) 略	
(89) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額		(89) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額	
手続の内容	手数料の額	手続の内容	手数料の額
略		略	
8 法第 14 条第 13 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認申請	110 円	8 法第 14 条第 15 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認申請	110 円
略		略	
(90)・(91) 略		(90)・(91) 略	
2 略		2 略	

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。